

第1章 事業の目的等

(事業の目的)

第1条 一般社団法人 シンプルジョブス (以下「事業者」という。)が運営する指定就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者であって、雇用契約に基づき就労することが可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 いろは
- (2) 所在地 栃木県足利市永楽町9-7

(提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者)

第3条 事業者が本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者は次のとおりとする。

指定障害福祉サービスの種類	利用定員	主たる対象者
指定就労継続支援A型	20名	精神障害者・知的障害者・
指定就労継続支援B型	20名	身体障害者・ 難病等対象者

2 事業者は、前項の利用定員を超えて指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援 B 型(以下、「指定障害福祉サービス」という。)の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(運営方針)

第4条 事業者は、就労継続支援A型計画及び就労継続支援 B 型(以下、「個別支援計画」という。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

2 事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第5条 事業者は、正当な理由なく指定障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(訓練)

第6条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3 事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させるものとする。

4 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせないものとする。

(就労)

第7条 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型を提供する場合における就労の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものとする。

(賃金・工賃の支払)

第8条 事業者は、指定就労継続支援A型の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めるものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援 B 型の提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(実習の実施)

第9条 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めるものとする。

3 事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めるものとする。

(求職活動の支援等の実施)

第10条 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援するものとする。

2 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

3 事業者は、指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

(職場定着のための支援の実施)

第11条 指定就労継続支援A型及び就労継続支援 B 型の提供にあたっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めるものとする。

(食事)

第12条 事業者は、指定就労継続支援A型においては食事の提供を行わないものとする。

事業者は、就労継続支援 B 型においては食事の提供を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第13条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第14条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

第3章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第16条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤・兼務)

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤・専従)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 他の従業員に対する技術指導又は助言を行うこと。

- (6) 生活支援員 1名以上(常勤・専従)

生活支援員は、指定就労継続支援A型の提供において、必要な日常生活上の支援を行うと共に、利用者の心身の状況に応じた支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (7) 職業指導員 1名以上(常勤・専従)

職業指導員は、指定就労継続支援A型の提供において、生産活動の実施や事業所内での指導を通して一般就労等に向けた知識・能力の向上を図るよう支援を行う。

(個別支援計画の作成等)

第17条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等の連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第18条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日とする。(ただし、当法人指定の休日を除く。)
- (2) 営業時間は、営業日の9時00分から17時とする。
- (3) サービス提供時間は、営業日の9時30分から15時30分までとする。

第5章 サービスの内容及び利用者から受領する費用の額

(サービスの内容)

第19条 本事業所で行う指定就労継続支援A型の内容は次のとおりとする。

- (1) 雇用契約の締結による就労の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他の必要な支援
- (4) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援
- (5) 一定期間利用がなかった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助
- (6) 企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援(施設外就労)

(利用者から受領する費用の額)

第20条 事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、利用者から指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けるものとする。
- 3 前二項の他、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
日用品の実費

(訓練等給付費の額に係る通知等)

第21条 事業者は法定代理受領により、市町村から指定就労継続支援 A 型に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定利用者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業者は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援 A 型に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就労継続支援 A 型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービスの提供証明書を支給決定利用者に対して交付するものとする。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第22条 通常の事業の実施地域は、足利市内全域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第23条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する

- (1)利用者自らの健康状態について、日頃と変わったことがあるときは指導員等に知らせること
- (2)利用者が外出する時は、事前に事業者へ届出ること
- (3)他の利用者の迷惑になる行為をしないこと
- (4)利用者は秩序に従って相互の親睦を深めること

第8章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(緊急時等における対応方法)

第24条 従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第25条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第9章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第26条 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問

若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第27条 事業者は、利用者に対し適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、指定障害福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の従業員によって指定障害福祉サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密保持等)

第28条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第29条 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第30条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、一般社団法人 シンプルジョブズと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

第 10 章 感染症や災害への対応力の強化

(感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取組)

- 第 31 条 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する事。
 3. 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的実施する事。

(業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施)

- 第 32 条 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常事態の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。事業者は、従業者に対し、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域と連携した災害対策の推進)

- 第 33 条 事業者は前項に規定する(非常災害に備えるための)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 11 章 障害者虐待防止の更なる推進

(障害者虐待防止の更なる推進)

- 第 34 条 従業者への研修実施を義務化とする。また、虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。虐待防止のための責任者を設置する。

(身体拘束等の適正化)

- 第 35 条 身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ負えない理由その他必要な事項を記録する事。
2. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 3. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 4. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 12 章 人員基準における両立支援への配慮

(人員基準における両立支援への配慮)

第 36 条 障害福祉の現場において、仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図る観点から、「常勤」要件および「常勤換算」要件を一部緩和する。

常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。

第 13 条 障害福祉現場の業務効率化を図るための ICT の活用

(業務効率化を図るための ICT の活用)

第 37 条 障害福祉現場の業務効率化を図るための、以下の運営基準や報酬算定上必要となる委員会等、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。

(委員会・会議等)

《感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会》

《身体拘束等の適正化のための対策検討委員会》

《虐待防止のための対策検討委員会》

《個別支援計画作成等に係る担当者会議》

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成 30 年 3 月 1 日に改定。

令和 3 年 4 月 1 日に改定。